

医療機器管理室施設整備費補助事業の概要

1 目的

この事業は、医療機関において医療機器に関する評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することによって、医療機器の適正な使用を推進し、患者の安全対策に資することを目的とします。

2 補助対象者

補助の対象者は、知事が適当と認める者とする（ただし、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会を除きます。）。

3 補助条件

次の(1)～(3)の全てを満たすことが必要です。

(1) 次のいずれかに該当する医療機関であること

- ① 地域医療支援病院
- ② 地域がん診療連携拠点病院
- ③ 地域における中核的な医療機関で、次のア～コのうち、5つ以上を満たすこと
 - ア 「医療法施行規則」第1条の11に規定する安全管理体制が確保されていること
 - イ 休日・全夜間診療事業実施医療機関（東京都指定二次救急医療機関）であること
 - ウ 専任の職員を配置した医療連携室などの連携窓口を設置していること
 - エ 直近の医療監視において指摘事項がなく、かつ指導事項が5つ以下であること
 - オ 許可病床のうち一般病床の割合が50%以上であること
 - カ 紹介率が40%以上であること
 - キ 一般病床における平均在院日数が21日以内であること
 - ク 病院機能評価認定病院であること
 - ケ 「東京都医療機器安全性情報ネットワーク」の参加病院であること
 - コ 東京都認定がん診療病院であること

(2) 医療機器の管理を行う、専任の医師、看護師又は臨床工学技士がいること

(3) 医療機器の保守管理に係る台帳を備えること

4 補助対象経費

補助対象経費は、医療機器管理室の設置に必要な新築、増改築、改修に要する工事費、または工事請負費です。

ただし、土地の取得費用、外向工事費用、設計その他工事に伴う事務に要する費用、既存建物の買収に要する費用などについては補助対象外経費とします。

5 医療機器管理室の業務

医療機器管理室では、下記に掲げる業務等を実施するものとします。

- (1) 医療機器関係企業からの情報の収集、管理及び院内医療従事者に対する伝達
- (2) 医療機器の購入における機種を選定のための試用及び購入決定者への助言
- (3) 医療機器の保守管理
- (4) 医療従事者に対する医療機器の使用方法の講習
- (5) 臨床現場における使用実態に係る情報収集及び医療機器関係企業への情報伝達

6 補助率

0.66

7 補助金の計算式

〔面積(①)〕×〔単価(②)〕×〔調整率(③)〕×補助率＝補助所要額(千円未満切り捨て)

- ① 基準面積(80㎡)と補助対象面積(実際の床面積)とを比較して少ない方の面積
- ② 「基準単価」と「4補助対象経費」の建築単価(実際の建築単価)を比較して低い方の単価
- ※ 令和5年度の基準単価は、鉄筋コンクリート造で273,000円/㎡(※参考単価)
- ③ 前年度3月31日現在において、東京都内の既存病床数が、医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合、0.95の調整率を適用する。

8 留意事項

(1) 建物の所有権

土地については借地であっても補助対象となりますが、**建物については、すべての建物(整備区域内外問わず)が、事業計画書提出の時点で開設者の所有**であることが補助の条件となります。

※ 建物は、個人が開設する医療機関の場合は、開設者である個人の所有、医療法人等の法人が開設する医療機関の場合は、法人の所有である必要があります。

(2) 根抵当権が設定されていないこと

補助対象となる建物及び当該建物が設置されている土地に根抵当権が付いている場合、補助対象となりません。

(3) 財産処分の制限

補助を受けて整備した施設には、財産処分の制限がかかります。

本補助事業の補助目的から外れた変更を行うことは原則できません。やむを得ず変更する場合には、所定の手続き(場合によっては補助金の返還も含む)を行っていただく必要がありますので、事業計画の検討は慎重をお願いします。

なお、制限期間は鉄筋コンクリート造の病院の場合で39年間とされています。また、補助金返還の必要性は、変更後の施設形態などで変わってきます。

(4) 重複補助の禁止

当該事業での補助金と、対象経費を同じくして他の事業での補助金等を受けることはできません。

(5) 補助事業スケジュール

別紙「補助事業スケジュール(医療機器管理室)」参照

(6) 契約締結方法

補助事業に係る工事契約については、当方で定めた契約手続基準の遵守(原則として入札)が必要です。

(7) 契約手続時期

補助事業に係る工事契約については、内示後に入札による業者選定を行った上で、締結することが必要です。

(8) 補助額

補助金は、あくまでも都の予算の範囲内で支出することになります。算出された補助額を保障するものではありませんのでご注意ください。正式な補助金額は事業完了後に交付される、額の確定通知をもって決定します。

(9) 補助事業者の承認

本補助事業については、今回の事業計画の提出を持って実施が決定するものではありません。

令和6年6月

「補助事業者審査会」にて、事業計画の審査を行い、その結果をもって補助事業者として承認され、補助事業を実施することができます。

(10) その他

この事業概要は、令和6年度事業に関するものです。都財政の状況等から、今後内容（補助条件、単価、補助率等）を変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

9 担当部署

東京都保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当 松林

〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎28階南側

電話 03-5320-4417